特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年1月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務					
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給資格者・配偶者・扶養義務者の管理を行い、児童扶養手当を支給する。 この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査 ・児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・各種請求、届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金対応 ・公金受取口座情報の管理等					
③システムの名称	子育て相談支援システム(児童扶養手当システム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、中野 区番号連携サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:						
児童扶養手当受給情報ファイル	L					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表 56、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項 第1から3号					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 第2条81の項及び第83条					
5. 評価実施機関における	担当部 署					
①部署	子ども教育部子育て支援課					
②所属長の役職名	子ども教育部子育て支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					
連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)					
9. 規則第9条第2項の適	目 適用した					
適田した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2	?) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 施機関については、そ] それぞれ重点 [』]	項目評価書又	3) 基礎項目評	価書及び 価書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた入っ	₽を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	*ある]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供	ドットワークシ	ステムを通じ	と提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		1]接続しない(入手)	1]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分で	うある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会結果については、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしており、特定個人情報を含む書類は必ず施錠可能な書棚に保管することを徹底している。				

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[]外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			ぎすることを徹底している。また、委託事業者と特 表を作成し、受け渡しの記録を残している。		

変更箇所

変更問 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第3 1条第1項		
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要、③ システムの名称、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	・公金受取口座情報の管理等 ・中野区番号連携サーバ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第3 条第3項第1か63号		
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 2. 取扱者数の計数時 点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点		
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の 根拠	- 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項及 び別表第一の37の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項及 び別表56,135の項	事後	
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 19条別表第二の57の項 の予7の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第31 条第1項	番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2 条の表 第2条81の項及び第83条	事後	
	7特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先 8特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号電話03-3389-1111(代表)	中野区子ども教育部子育で支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)	事後	
令和7年1月22日	II しきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月22日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)(提供)	十分である	事後	
	8人手を介在させる作業 11最も優先度が高いと考えら れる対策		【様式改正による新規項目】	事後	

係る説明	Ī		